記者資料提供(2023年8月24日)

神戸市港湾局経営課 長村・安川 【訂正】問い合わせ番号

TEL: 078-322-6360 FAX: 078-322-6277 595

# 「神戸市港湾施設条例施行規則」及び「摩耶埠頭・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領」の一部改正に関する意見公募の実施

港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)の ETC システム導入に伴う制度変更のため、「神戸市港湾施設条例施行規則」及び港湾事業者に対する減免措置を定める「摩耶埠頭・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領」を一部改正します。それぞれの改正にあたり、下記の通り神戸市行政手続条例に基づき、意見公募手続を実施します。

なお、ETC システムの令和 6 年 4 月 1 日導入に向けて、「神戸市港湾施設条例」について も、改正議案を 9 月市会に上程予定です。

## 1. 意見募集期間

2023年8月28日(月曜)から2023年9月28日(木曜)まで

## 2. 資料の閲覧及び配布

神戸市のホームページのパブリックコメント (意見公募手続) のページに資料を掲載します (2023年8月28日(月曜)から公開予定)。

また、受付期間中(土曜、日曜、祝日の閉庁日を除く)、以下の場所で閲覧可能です。

- (1) 神戸市港湾局経営課(ポートアイランドビルフ階)
- (2) 各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所
- (3)市政情報室(市役所 1号館 18階)
  - ※(1) は平日 9 時 15 分から 12 時 30 分までと 13 時 30 分から 18 時 00 分までの間、
  - (2) (3) は平日 8 時 45 分から 12 時 00 分までと 13 時 00 分から 17 時 30 分までの間に閲覧可能です。

#### 3. 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、港湾局経営課への持参 ※電話などによる口頭での意見提出はできません。

## 4. 一部改正(案)の概要

神戸市港湾施設条例施行規則 別紙1のとおり 摩耶埠頭・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領 別紙2のとおり

# 神戸市港湾施設条例施行規則の一部改正の概要

#### 1. 改正の趣旨

神戸市港湾施設条例(昭和 48 年 4 月条例第 13 号)において、港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)の使用料を ETC システムで支払可能とし、併せて摩耶大橋の使用料を無料とする改正を予定しています。それに伴い、回数通行券の廃止等を目的として、神戸市港湾施設条例施行規則(昭和 48 年 4 月規則第 11 号)の一部改正を行います。

また、神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)により申請書への押印が不要となったことに伴い、様式の押印欄を削除する等の改正も併せて実施します。

#### 2. 改正案の概要

#### (1) 回数通行券の廃止

第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき販売していた摩耶大橋・ハーバーハイウェイの回数通行券について、ETC システム導入後に一般レーンへ車両が集中することを防ぐため、令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止します。

過去に販売されていた販売金額・枚数が異なる回数通行券も、併せて効力を失い使用できなくなります。 (なお、不要となった又は廃止の日までに利用しなかった回数通行券については、要領に基づき払い戻しを行います。)

#### (2) コーポレート割引の導入

ETC コーポレートカードを利用してハーバーハイウェイを通行する場合に、カード 1 枚ごとの 1 ヶ月の使用料合計額が多いほど割引率が高くなる制度(コーポレート割引)を実施する規定を追加します。

1ヶ月の使用料	割引率
5 千円以下の部分	0%
5 千円を超え1万円以下の部分	10%
1万円を超え3万円以下の部分	20%
3万円を超える部分	30%

#### 3. 施行予定日

令和6年4月1日

# 摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領 の一部改正の概要

#### 1. 改正の趣旨

港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)で ETC システムが利用可能となることに伴い、港湾事業者に対する減免措置の対象を ETC 利用車に限定するため、実施要領の一部を改正します。

# 2. 改正案の概要

#### (1) 減免対象車両

減免対象車両の要件に、ETC システムを利用してハーバーハイウェイを通行することを加えて、対象を ETC 利用車両に限定します。これに伴い申請の際、新たに車両ごとの ETC カード番号の登録が必要となります。

# (2) 減免内容

これまで紙で交付していた減免通行券を廃止し、申請時に承認を受けた車両・ETC カードで、ETC システムを利用して無線通行した場合に使用料を減免します。併せて、事業用車両では年間 700 枚(回)、自家用車両では年間 150 枚(回)としていた上限は廃止します。

#### 3. 施行予定日

令和6年4月1日